

REPORT 2022

令和3年度 ディスクロージャー誌



Contents

I. ごあいさつ	1
II. 組合の沿革・歩み	2
III. 経営方針	
1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
IV. 概況及び組織に関する事項	
1. 業務の運営の組織	6
●組織機構図	6
●組合員数及びその増減	7
●組合員組織の概況	7
●地区一覧	7
●職員数	7
●出資口数及びその増減	7
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	8
●役員一覧	8
3. 会計監査人の名称	8
4. 事務所の名称及び所在地	8
●店舗一覧	8
●ATM営業時間のご案内	8
V. 主要な業務の内容	
1. 全般的な概況（取組みとその結果・実績及び対処すべき重要な課題）	9
2. 令和3年度各事業の概況（活動・実績）	11
●信用事業	11
●共済事業	13
●農業関連事業	14
●生活関連事業	14
VI. 事業活動に関する事項	
1. 農業振興活動	15
2. 地域貢献情報	16
3. 情報提供活動	16
4. リスク管理の状況	17
●リスク管理の体制	17
●法令遵守体制	18
●金融ADR制度への対応	24
●金融商品の勧誘方針	24
●個人情報の取扱い方針	25
●内部監査体制	27
5. 自己資本の状況	27
●自己資本比率の状況	27
●経営の健全性の確保と自己資本の充実	27

Contents

Ⅶ. 直近の２事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況	28
●貸借対照表	28
●損益計算書	30
●注記表等	32
●剰余金処分計算書	50
2. 計算書類の正確性等にかかる確認	50
3. 会計監査人の監査	50
4. 最近の５事業年度の主要な経営指標	51
5. 利益総括表	52
6. 資金運用収支の内訳	52
7. 受取・支払利息の増	52
8. 自己資本の充実の状況	53
●自己資本の構成に関する事項	53
●自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	55
●自己資本の充実度に関する事項	56
●信用リスクに関する事項	57
●信用リスク削減手法に関する事項	62
●派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	62
●証券化エクスポージャーに関する事項	62
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	63
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	64
●金利リスクに関する事項	64

Ⅷ. 直近の２事業年度における事業の実績

1. 信用事業	66
●貯金に関する指標	66
●貸出金等に関する指標	66
●為替	70
●有価証券に関する指標	70
●有価証券の時価情報等	71
2. 共済事業	73
3. 農業関連事業	75
4. 生活関連事業	75
5. その他の事業	76

Ⅸ. 直近の２事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率	76
2. 貯貸率・貯証率	76

Ⅹ. 役員等の報酬体系

1. 役員	77
2. 職員等	78
3. その他	78

（注）記載した計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計と合致しない場合があります。

I. ごあいさつ

日頃より組合員・利用者の皆さまには、JA みの各事業に対しまして深いご理解とご支援を賜っておりますことを衷心より厚くお礼申し上げます。

この度、当 JA の事業内容・経営状況をお知らせするためにディスクロージャー誌を作成いたしました。この冊子を通じ、当 JA についてさらにご理解いただき、皆様のご利用の際にお役立ていただければ幸いに存じます。

さて、昨年度は新型コロナウイルス感染症の変異株による感染拡大で、様々な経済活動が抑制され、消費活動の縮小により農畜産物価格にも影響がでました。また、当管内においては5年連続の集中豪雨により、多くの農業施設・野菜・花き・大豆等に甚大な被害が発生しました。そのような中、昨年の農産物の作柄については、麦・水稲は何とか平年作となりましたが、大豆は豪雨の発生が8月中旬となったこともあり、作付面積の3分の1が壊滅状態となりました。また、販売高の大部分を占める野菜・花きについては、新型コロナウイルス感染症の影響、価格の低迷と豪雨等による出荷の遅延・減少等により、本年度の販売高計画 65 億 15 百万円に対し 56 億 83 百万円（計画比 87.2%）の未達となり、販売高全体計画 83 億 57 百万円に対し 74 億 63 百万円（計画比 89.3%）となりました。その他の主要事業の実績については、共済事業で年間計画を達成したものの、信用・購買事業で計画未達となりました。しかしながら、皆様のご協力により別途決算書の通りご報告できますことを感謝申し上げます。

さて、最近の国内農業をめぐる情勢は、輸入農産物の増加、新型コロナウイルス感染症に伴う農産物の需要減少と価格の低迷、農業者の減少・高齢化等、生産基盤の脆弱化が進行しています。加えて、原油価格の高騰に伴う出荷資材価格の上昇、肥料原料輸出国の輸出規制に伴う原料の不足と肥料価格の上昇等、厳しい状況にあり、先行きが不透明な状況となっています。

このような中、我が国の食料自給率は 37%と依然として低迷しており、様々な要因による世界情勢が不安定な今、食糧安全保障の観点から国民が必要とし消費する食料は、できるだけ国内で生産する「国産国産」を提起し、自給率を上げていく必要があります。このことは、エシカル消費の啓発やSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みと重なることから、「JAみいSDGs取組方針」に基づき、多様な組織と連携して地域に根ざしたJAとしての役割発揮に取り組んでまいります。

一方、JAの自己改革においては、政府による「規制改革実施計画」が決定され、JAが自己改革実践サイクルを構築し、行政が指導・監督等を行う仕組みを構築するとされました。JAとしましては、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組むとともに、組合員の意見に耳を傾ける不断の自己改革を進め、営農・経済事業の強化による「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化への貢献」に引き続き努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症については、引き続き感染対策をしっかりと行い、各事業・活動の継続ができますよう対応してまいります。

今後とも、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、この一年間の皆様のご利用に重ねてお礼申し上げますご挨拶といたします。

令和4年7月

み い 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 平田 浩則

Ⅱ. 組合の沿革・歩み

昭和30年の市町村合併を契機に、三井郡は4町村が北野町に、5町村が小郡市に、3村が大刀洗町となり、3つの町となりました（昭和47年小郡町が小郡市となりました）。JA第1次合併は、昭和38年に北野町、昭和39年に小郡市、昭和47年に大刀洗町が行政単位で合併し、平成3年4月1日、県下23JA構想に基づき1市2町のJAが合併して『みい農業協同組合』として発足しました。

【JAみいの主な出来事】

1991（平成3）年	4月	みい農業協同組合 発足（北野町農協・小郡市農協・大刀洗町農協 合併）
	5月	八坂カントリーエレベーター稼働（小郡市八坂）
1992（平成4）年	4月	農協の愛称が「JA」へ
1994（平成6）年	8月	北野カントリーエレベーター稼働（久留米市北野町十郎丸）
1995（平成7）年	3月	貯金残高500億円達成
1996（平成8）年	8月	大刀洗カントリーエレベーター稼働（大刀洗町本郷）
1997（平成9）年	2月	ライスショップ・旅行センター開設（小郡市大板井）
1999（平成11）年	1月	経済センター開設
2001（平成13）年	4月	次期共済システム導入
	4月	JAみいホームページ開設
	9月	第1回JAみい麗宝展開催
2003（平成15）年	1月	第1次支所再編（14支所から5支所3金融特化店舗へ統廃合）「大刀洗中央支所」開設
	9月	「いきいき介護プラザ」開所（小郡市八坂）
	10月	やすらぎ会館「しらゆり」開設（小郡市上岩田）
2004（平成16）年	5月	新信用システム（JASTEM）導入
	6月	組合長・専務・常務2名体制へ
	8月	土づくりセンター稼働（小郡市下西鰯坂）
2005（平成17）年	7月	直売所「めぐみの里」開設（小郡市上岩田）
	7月	園芸流通センター稼働（久留米市北野町十郎丸）
2006（平成18）年	11月	パッケージセンター稼働（旧北野集荷場）
	11月	大刀洗集出荷場リニューアル
2007（平成19）年	1月	やすらぎ会館「こすもす」開設（久留米市北野町中）
	1月	JAみい合併15周年記念「マラッカ海峡クルーズ」開催
	12月	直売所「めぐみの里」リニューアルオープン
2009（平成21）年	3月	貯金残高600億円達成
2010（平成22）年	3月	八坂カントリーエレベーター改修（ラーメン小麦ライン増設）
	7月	第10回JAみいグランド麗宝展開催
2011（平成23）年	4月	JAみい総合ポイントサービススタート
	4月	JA広域農機センター開所（近隣3JA、JA全農ふくれん）
	6月	JAみい合併20周年記念誌「JAみいの野菜づくり」発行
	10月	JAみい合併20周年記念「博多座貸切公演」開催
	11月	JAみい合併20周年記念「第20回ふるさと農業まつり」開催
2012（平成24）年	4月	農産加工場落成（大刀洗町本郷）
2013（平成25）年	1月	小郡市と「災害時備蓄に関する協定書」調印
	8月	やすらぎ会館「みつさわ」開設（小郡市三沢）
	10月	コミュニティ情報誌「YOU&MII（ユアアンドみい）」創刊
2014（平成26）年	7月	JAみい初のフリーズドライ製品「筑後平野で生まれた小松菜のお味噌汁」発売開始
2015（平成27）年	6月	JAみい小松菜部会『JGAP認証』を取得

2016（平成28）年	1 月	大刀洗中央支所リニューアル
	2 月	本店・小郡中央支店、北野中央支店竣工
	3 月	第2次支所再編（5支所3金融特化店舗から3支店へ統廃合） 「本店・小郡中央支店」「北野中央支店」開設「大刀洗中央支店」リニューアルオープン 各支店の営農経済課と各経済店舗にTAC（タック：営農・経済専任涉外）を配置
	5 月	第1期JAみい女性大学開講（期間：平成28年5月～29年3月）
2017（平成29）年	3 月	JAグループ6次産業化商品コンテストにて、「ラディッシュの酢漬け」が優秀賞を受賞
	9 月	地域の防災・防火に貢献することを目的に、防災広報車を久留米広域市町村圏事務組合へ寄贈
	11 月	(株)西日本宇佐美 筑後小郡インターSSと提携取引開始
	12 月	ホームページリニューアル
2018（平成30）年	3 月	地域の防犯環境を整備し安全・安心に貢献することを目的に、防犯カメラを小郡市へ寄贈
	4 月	自己改革の一環として、肥料・農薬の価格値引き制度「よかねサービス」開始
	5 月	地域の防犯環境を整備し安全・安心に貢献することを目的に、防犯カメラを大刀洗町へ寄贈 Facebook開始
2019（平成31）年	4 月	会計監査人監査（みのり監査法人）開始
2020（令和2）年	4 月	経済部に生産資材渉外担当者を設置
	6 月	各支店に新型コロナウイルス感染防止のため、飛散防止パネル・検温器設置
2021（令和3）年	4 月	野菜直売サイト「YASITE（やさいと）」開設
	11 月	スマートフォンを活用した「JAみいコネクト」サービス開始

位置図



Ⅲ. 経営方針

1. 経営理念

JAみい経営理念

JAみいは、
協同という「絆」のもと、人と人との結びつきを深め、
豊かな社会づくりに貢献するとともに、
魅力ある農業の実践と地域密着活動を展開します。

2. 経営方針

1. 基本方針

「持続可能な未来へ向けたJAの役割発揮」

2. 基本目標

「自己改革の浸透」

- (1) 農業者の所得増大・農業生産の拡大による食料・農業基盤の確立・強化
- (2) 地域の活性化への貢献による地域・組織基盤の確立・強化
- (3) 持続可能なJA経営基盤の確立・強化による総合事業の役割発揮

3. 重点実施事項

営農部門

営農指導においては、輸入農産物の増加等による価格低迷、農業就業人口の減少、高齢化に伴う担い手不足による生産基盤の脆弱化、また新型コロナウイルス感染症により農産物の需要減少や価格の下落など、先行きが不透明になっている中、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向け関係機関との連携を一層強化し持続可能な地域農業の確立を図ります。

また、組合員参画による地区・部会別の次世代総点検運動を実施し、新規就農者の確保・育成に取り組みます。

園芸においては、本年度から新たに中期 3 年計画に基づき安全・安心な農産物の生産を目指すために、ICT を活用した栽培履歴の入力記帳の推進を行い適正防除の指導を行います。また、「2024 年問題（※）」への対応と生産者に対してのコスト低減に対する取り組み活動を JA 全農ふくれんとタイアップし、近隣 JA と連携して実施します。

販売促進においては、加工品原料の新たな品目の販売に取り組みます。

農産においては、農業者の所得増大に向けて、土壌診断に基づいた土づくりの実践と、資源循環型農業の実践に取り組むとともに、生産履歴管理の完全実施による安全・安心な農産物生産と、自然環境や労働安全に配慮した農業の実践に取り組みます。

(※)「2024 年問題」

働き方改革関連法により、2024 年 4 月 1 日から物流業界に適用される時間外労働の上限規制等によって生じる諸問題のこと。

経済部門

生産資材においては、多様な担い手経営体のニーズに対応するために出向く体制の更なる強化を行い、対話活動を通じて需要に応じた販売力強化とコスト低減による所得増大に努めます。また、インターネットを利用した生産資材ネットショップの運用と情報提供による利便性向上を進めて行きます。

農機においては、生産者の声を反映した機能限定農機の提案による生産コストの低減を図り、JA 全農ふく

れん web サイト（中古農業機械情報）を利用した流通促進に取り組みます。

また、燃料においては、利用者に安心頂ける、安定供給・配送に努め、地域のライフラインとしてのサービス向上に取り組みます。

生活においては、健やかで暮らしやすい地域社会へ向けたくらしの活動と、JA ファンづくりを目的とした地域密着活動を展開します。また、健康・運動・食事を核とした健康寿命 100 歳プロジェクトの推進やエシカル消費（地産地消・国産国産・フードロス削減等）の啓発に取り組みます。

組合員拡大とアクティブ・メンバーシップの確立においては、正組合員のメンバーシップの強化や准組合員の食と農に基づくメンバーシップの強化を図ります。

さらに、地域社会に必要とされる JA 葬祭事業の確立として、組合員サービス向上に向けた事前相談会の充実を図ります。

金融共済部門

金融においては、長引く金融緩和政策による収益への影響またデジタル化の急加速化によるキャッシュレス化、PC・スマホ操作での非対面型金融など、従来の金融機関から様変わりをしてきております。

このような情勢のなか、多様化する組合員・利用者や農業者のニーズに対応し、農業に加え、くらし、地域への役割を発揮し、JA バンクならではの価値の提供ならびにデジタル技術を積極的に活用した組合員等が利用しやすい金融サービスを提供いたします。

共済においては、新型コロナウイルス感染症を契機とした人々の価値観・生活様式の変化とデジタル技術の急速な進展、SDGs をはじめとした持続可能な社会の実現へ向けた取り組みなど、社会からの要請が高まりを見せ、時代の転換期にあるといえます。

このような情勢のなか、組合員・利用者へ「寄り添い」、包括的な安心を「届け」、農業・地域社会とより広く・より深く「繋がっていく」ことをコンセプトに掲げ取り組んでいきます。

総務企画部門

管理運営においては、将来的な経営健全性を確保するため、早期警戒制度を踏まえた持続可能な JA 経営基盤の確立・強化に取り組みます。

職員教育では、コンプライアンス教育を基本とし、職員認証資格取得率向上および専門性を高める研修会への派遣や資格取得を行うとともに、激変する環境変化に対応するため、協同組合理念を着実に実践し協同組合の価値を創出する人づくりに取り組みます。

リスク管理・監査においては、JA ガバナンス・内部統制の実効性向上に取り組むとともに、監事監査、会計監査人監査、内部監査の連携と相互補完体制の構築に取り組みます。

また、「協同組合」にかかる理解の醸成に向け、事業・活動の積極的な情報発信を行います。

《JA みいキャッチフレーズ》

FOR YOU WITH MII

自然と夢とやすらぎを 次代へ

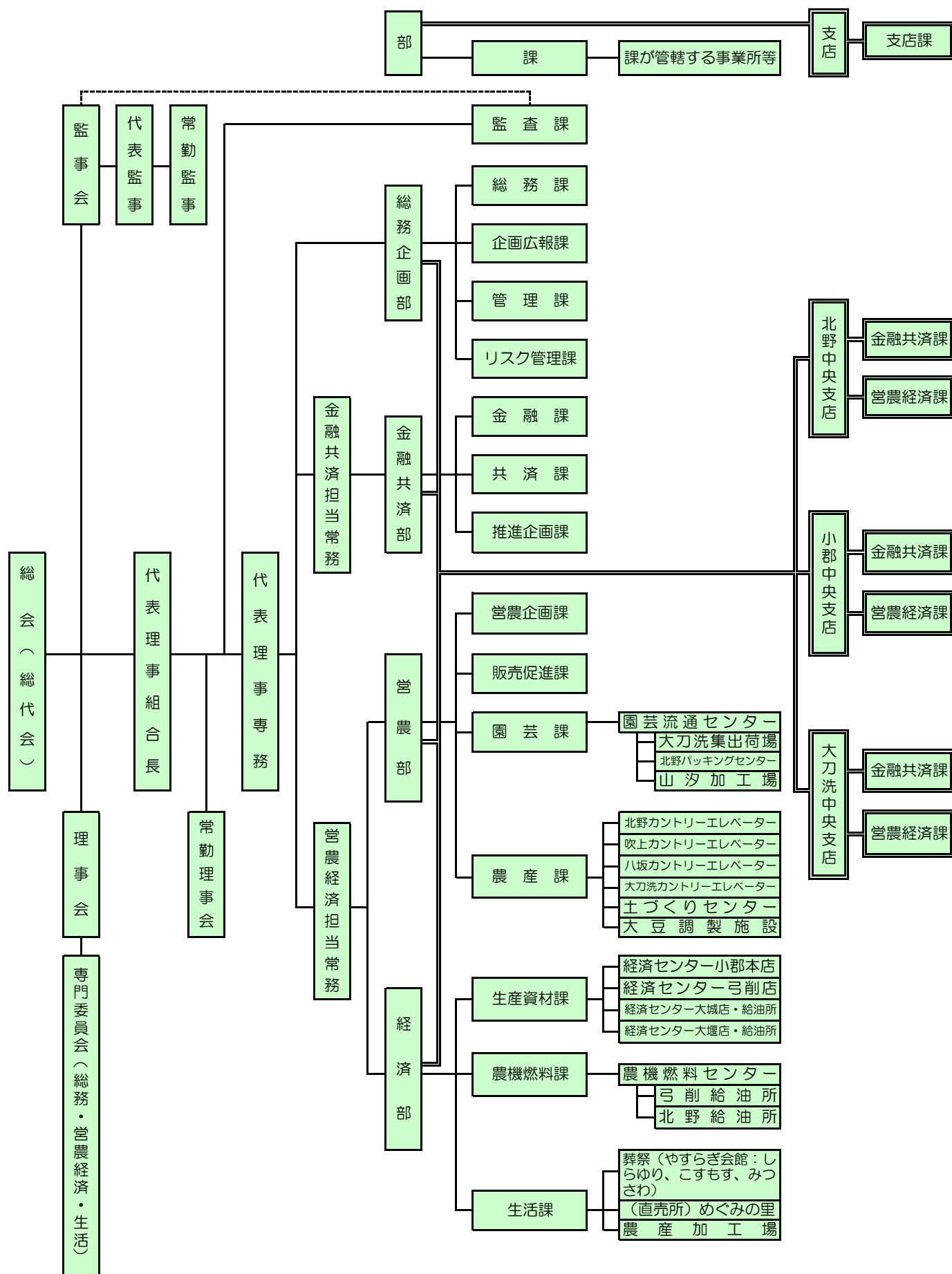
- ・ JA みいは、あなたのために、あなたと共にあゆんでいきます。
- ・ JA みいは、豊かな自然と未来への夢、幸せに満ちたやすらぎを、次代へつなげていきます。

IV. 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織

●組織機構図

令和4年7月1日現在



●組合員数及びその増減

(単位：人)

資 格 区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末	増 減
正組合員	4,379	51	166	4,264	△ 115
個 人					
法 人	18	0	0	18	0
農事組合法人	40	1	0	41	1
その他の法人					
計	4,437	52	166	4,323	△ 114
准組合員	4,198	115	184	4,129	△ 69
個 人					
農 事 組 合 法 人	0	0	0	0	0
そ の 他 の 団 体	64	1	1	64	0
計	4,262	116	185	4,193	△ 69
合 計	8,699	168	351	8,516	△ 183

●組合員組織の概況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
農 事 小 組 合	275	ブ ロ ッ コ リ ー	12
J A 青 年 部	121	き ゅ う り	4
J A 女 性 部	350	い ち ご	21
年 金 友 の 会	4,939	に ん に く (大 刀 洗)	3
青 色 申 告 会	463	ほ う れ ん 草 (大 刀 洗)	21
野 菜 部 会 協 議 会	273	春 大 根 (大 刀 洗)	1
共 撰 協 議 会	72	レ タ ス (大 刀 洗)	5
部 会		中 国 野 菜 (大 刀 洗)	4
パ セ リ	10	リ ー フ レ タ ス (大 刀 洗)	28
サ ラ ダ 菜	2	オ ク ラ ・ 菜 の 花 (大 刀 洗)	15
水 耕 (み つ ば)	6	大 刀 洗 夏 野 菜 部 会 (大 刀 洗)	36
ニ ラ	4	花 卉 鉢 物	6
サ ニ ー	36	切 り 花	33
青 果 ほ う れ ん 草	23	も ち 米	8
春 菊	9	水 稻 育 苗	2
山 汐	5	農 作 業 受 託 者	4
レ タ ス	1	米 麦 採 種	32
オ ク ラ	52	酪 農	10
刺 身 大 根	2	養 豚	2
ラ デ ィ ッ シ ュ	2	研 究 会	
中 国 野 菜	13	い ち じ く	8
促 成 小 物	2	ル ッ コ ラ	4
小 松 菜	16	モ ロ ヘ イ ヤ	28
ス イ ー ト コ ー ン	6	ク ウ シ ン サ イ	10
み ず な	12	し し と う	2
博 多 小 ね ぎ	5	島 菜	5
ロ メ イ ン レ タ ス	9	ズ ッ キ ー ニ	7
		加 工 ほ う れ ん 草	3

●地区一覧

小都市、久留米市北野町、三井郡大刀洗町

●職員数

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 末
			う ち 男 性
			う ち 女 性
正職員数			
一 般 職 員	146	134	96
営 農 指 導 員	17	18	17
生 活 指 導 員	3	4	0
小 計	166	156	113
常 雇	15	12	2
臨 時 ・ パ ー ト	81	69	34
派 遣	3	3	0
合 計	265	240	149

●出資口数及びその増減

(単位：口)

	前 期 末	当 期 末	増 減
正組合員	1,443,994	1,412,075	△ 31,919
准組合員	206,396	210,483	4,087
小 計	1,650,390	1,622,558	△ 27,832
処分未済持分	17,887	22,021	4,134
合 計	1,668,277	1,644,579	△ 23,698
(備考) 出資1口金額 1,000円			

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

●役員一覧 (令和4年7月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	平 田 浩 則	理 事	赤 川 敏 彦
代 表 理 事 専 務	小 野 義 憲	理 事	佐 田 壽 男
常 務 理 事	山 田 広 道	理 事	平 川 嘉 作
常 務 理 事	野 瀬 忠 治	理 事	安 丸 富 士 男
理 事	檜 原 利 秀	理 事	古 賀 清 子
理 事	野 村 克 也	理 事	山 田 ち づ 子
理 事	中 垣 勝 征	理 事	矢 野 な を 子
理 事	古 賀 義 輝	代 表 監 事	田 村 安 年
理 事	能 塚 智 芳	常 勤 監 事	福 島 一 義
理 事	天 本 正 幸	員 外 監 事	江 頭 公 明
理 事	福 田 健	監 事	成 富 健 二
理 事	〆 野 忠 雄	監 事	田 中 正 信
理 事	山 下 和 幸		

注 1. 役員の任期は令和7年6月の通常総（代）会の終了の時までです。

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和4年3月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 事務所の名称及び所在地

●店舗一覧 (令和4年7月現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	A T M 設 置 台 数
本 店	小郡市大板井267-1	0942-72-2141	
小 郡 中 央 支 店	小郡市大板井267-1	0942-72-4444	1 台
北 野 中 央 支 店	久留米市北野町今山602-1	0942-78-3213	1 台
大 刀 洗 中 央 支 店	三井郡大刀洗町大字本郷1017-1	0942-77-0031	1 台

●A T M営業時間のご案内 (令和4年7月現在)

設 置 場 所	住 所	平 日	土曜・日曜・祝日
小 郡 中 央 支 店	小郡市大板井267-1	9:00～19:00	9:00～17:00
イ オ ン 小 郡	小郡市大保17-1	9:00～21:00	9:00～21:00
北 野 中 央 支 店	久留米市北野町今山602-1	9:00～19:00	9:00～17:00
大 城	久留米市北野町乙丸89-3	9:00～19:00	9:00～17:00
大 刀 洗 中 央 支 店	三井郡大刀洗町大字本郷1017-1	9:00～19:00	9:00～17:00

※正月三が日、5月GWにつきましては、システム点検等で稼働日が変更になる場合がございます。
お手数ですがHP等でご確認いただくか、各支店の窓口にてまでお問い合わせください。

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況（取組みとその結果・実績及び対処すべき重要な課題）

①事業全般

（単位：千円）

区 分	平成30年度	平成31（令和元）年度	令和2年度	令和3年度
事業利益	176,688	50,411	113,816	90,458
経常利益	250,248	120,425	182,906	155,441
当期剰余金	13,630	75,888	△ 518,290	89,585
総資産	80,115,625	81,446,747	84,854,246	87,114,320

②信用事業の概況

（単位：千円）

区 分	平成30年度	平成31（令和元）年度	令和2年度	令和3年度
貯 金	70,086,798	71,909,651	76,337,737	78,241,626
預 金	56,931,941	58,101,233	62,901,667	65,724,527
貸 出 金	13,669,434	13,730,227	13,200,001	12,652,144
内国為替 取扱高	（仕向）	12,767,599	12,183,148	11,603,950
	（被仕向）	22,695,954	23,094,374	29,604,044

③共済事業の概況

（単位：万円）

区 分	平成30年度	平成31（令和元）年度	令和2年度	令和3年度
長期共済保有高	27,228,739	26,042,891	25,150,683	23,886,974
共済付加収入	54,157	50,647	48,485	46,659

④販売品販売高の概況

（単位：千円）

区 分	平成30年度	平成31（令和元）年度	令和2年度	令和3年度
販売品販売高	7,911,093	7,953,816	7,506,253	7,462,605

⑤購買品供給高の概況

（単位：千円）

区 分	平成30年度	平成31（令和元）年度	令和2年度	令和3年度
生産資材	2,416,150	2,346,609	2,313,274	2,158,233
生活資材	375,270	391,585	327,132	246,951
合 計	2,791,420	2,738,194	2,640,406	2,405,184

⑥対処すべき重要な課題

(1)「農業者の所得増大・農業生産の拡大による食料・農業基盤の確立・強化」の取り組み

農業を取り巻く環境は、肥料原料や原油の価格高騰に加え、ウクライナ情勢の悪化に伴う生産資材価格の急騰や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う野菜価格の下落等、厳しい状況が続いていることから、担い手農家の経営安定や農業者の所得増大を支援していくための営農指導体制と販売戦略のさらなる強化に取り組めます。

(2)「自己改革実践サイクルの構築と持続可能な経営基盤の確立・強化」の取り組み

J Aにおける自己改革の取り組みは「自己改革実践サイクルの構築や組合員との対話活動の強化」が強く求められていることから、自己改革実践プランの策定と実行により不断の自己改革等に取り組めます。また、経済事業の収益力向上や収支改善等に継続して取り組み、「持続可能なJ A経営基盤の確立・強化」の実現に尽力します。

2. 令和3年度各事業の概況(活動・実績)

●信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

□ 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

・主な貯金商品一覧表

種別		特徴	お預入期間	お預入額
総合口座		普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットして、使う、貯める、受け取る、借りるの4つの機能を持たせた暮らしに便利な口座です。給与、年金等のお受取り、各種公共料金の自動支払サービスやいざというとき定期貯金等を担保にして最高500万円までの自動融資がご利用いただけます。	出し入れ自由 (定期貯金は1ヵ月～5年)	1円以上
普通貯金		いつでも出し入れ自由な貯金で、給与、年金等のお受取り、各種公共料金の自動支払サービスもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金		普通貯金と同じように、いつでも出し入れ自由な貯金ができるうえ、普通貯金より高利回りでご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金		小切手や手形によるお支払がご利用いただける口座です。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金		7日以上の特定期間のお預け入れに有利な貯金です。	7日以上	5万円以上
定期積金		毎月コツコツ一定額を積み立てて、無理なく目標額が受け取れます。 (目標に合わせて各種種類があります。)	6ヵ月～5年	1,000円以上
定期貯金	期日指定定期	ボーナスや農産物代金、定期積金の満期時など、まとまったお金を有利に増やせます。金融情勢やお預け入れ金額、お預け入れ期間などによって金利が決まります。	1年～3年	300万円未満
	スーパー定期		1ヵ月～5年	1円以上
	大口定期		1ヵ月～5年	1,000万円以上
	変動金利定期		1年～3年	1円以上

□ 貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

・貸出金残高（令和4年3月末）

（単位：百万円）

組合員等	地方公共団体	その他	計
11,405	81	1,166	12,652

・貸出商品一覧表（下記一覧表は概略であり、詳細については窓口でお尋ね下さい。）

種別		用途	期間	融資金額
手形貸付	貯金担保貸付	定期貯金、定期積金等を担保として質入れ、貯金残高の範囲内まで借入れができます。	1年以内 かつ 当該貯金の満期日以内	担保として質入れした貯金額の範囲内
	共済担保貸付	ご加入の共済を担保として質入れ、借入れができます。	1年以内 かつ 当該共済の満期日以内	共済貸付に準じる
証書貸付	営農資金	農地・施設・機械等の取得及び営農に関する資金です。	20年以内	所要資金の範囲内
	一般資金	特に定めません。	25年以内	所要資金の範囲内
	農業外事業資金	借家・アパート・店舗等の取得又は造成資金です。	35年以内	事業費の範囲内
	教育ローン	就学子弟の入学金、授業料、学費及び生活資金です。	15年以内	1,000万円以内
	住宅ローン	住宅の新築購入・増改築資金・他金融機関からの借換資金です。	40年以内	10,000万円以内
	マイカーローン	自動車購入資金です。	10年以内	1,000万円以内
	農機ハウスローン	農機具・ハウス等購入資金です。	10年以内	1,500万円以内
貸越	総合口座貸越	総合口座に定期貯金をセットすることで、定期貯金残高の90%以内で最高500万円以内の自動融資がご利用頂けます。	口座にセットした定期貯金の満期日以内	口座にセットした定期貯金残高の90%以内で最高500万円以内
	カードローン	特に定めません。	1年（自動延長）	300万円以内

・制度融資（令和4年3月末）

（単位：百万円）

資金名	制度の概要・趣旨	貸出残高
農業近代化資金	農業機械や農業設備等を充実させるための資金です。	378
農業改良資金	農業の新規部門・事業へのチャレンジを応援する資金です。	2
農業経営基盤強化資金	認定農業者向けの長期的な資金で、農業経営の改善を図るための資金です。	0

□ 為替業務

全国の JA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

□ 国債窓口販売

国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取扱いをしています。

□ サービス・その他

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、貸金庫のご利用、全国の JA での貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

・サービス、その他商品一覧

種 別	サービスの内容
自 動 支 払 サ ー ビ ス	電話料、電気料、ガス料、水道料、NHK受信料などの公共料金から、税金、クレジット代金、校納金などお客様ご指定の貯金口座から自動的にお支払いできます。
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金・共済組合年金など各種年金がお客様の口座に振り込まれます。期日忘れの心配がなく、即日お受け取りができます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	毎月の給与やボーナスが支給日の当日、お客様の口座に振り込まれ、いつでも都合のよい日にお引き出しができます。
キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	支店の自動サービスコーナーの ATM から貯金のお引き出し、残高照会ができます。また、店舗外自動サービスコーナーや全国の JA・都市銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合など提携金融機関の自動サービスコーナーからもお引き出し・残高照会ができます。
Q ネ ッ ト サ ー ビ ス	Q ネット代金回収サービスは、加盟店をネットワークして、お取引先からの代金回収を口座振替の方法で代行致します。Q ネットサービスエリアは、福岡・佐賀・長崎の 3 県の提携金融機関です。
デビットカードサービス	「J - Debit」の加盟店でお客様がお買い物された代金を、キャッシュカードによって貯金口座から即時に決済する共同のショッピングサービスです。
貸 金 庫 サ ー ビ ス	各支店に設置しています。
J A ネ ッ ト バ ン ク	窓口や ATM に行かなくても、パソコン・スマートフォンからインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会やお振込みなどの各種サービスを気軽にご利用いただけます。

●共済事業

共済事業は、毎日の暮らしのなかでいつ起こるかわからない様々な危険から、生命と財産を保障し、生活の安定と向上を図ることを目的としています。

生命を保障する生命総合共済、財産を災害より守る建物更生共済・My 家財、自動車事故に備えた自動車共済・

自賠償共済、ゆとりある老後を保障する年金共済等幅広くご加入いただいております。

・主な共済種類一覧表

共 済 種 類			特 徴
長 期 共 済	生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	万一の場合に備え、大きな保障が一生続きます。
		養 老 生 命 共 済	貯蓄しながら、万一の保障に備えられます。
		定 期 生 命 共 済	お手頃な共済掛金で、万一の保障に備えられます。
		引 受 緩 和 型 終 身 共 済	健康に不安のある人もご加入しやすい一生の死亡保障です。
		生 存 給 付 特 則 付 一 時 払 終 身 共 済	ご加入しやすく、将来の安心を増やせる一生の死亡保障です。
		引 受 緩 和 型 定 期 医 療 共 済	健康に不安のある人もご加入しやすい医療保障です。
		医 療 共 済	先進医療に備えられる、充実の医療保障があります。
		が ん 共 済	一生涯を通じて、あらゆる「がん」を保障します。
		生 活 障 害 共 済	働けなくなるリスクに備えられる安心の保障です。
		特 定 重 度 疾 病 共 済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。
		認 知 症 共 済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。
		介 護 共 済	一生涯にわたり介護保障が備えられます。
		一 時 払 介 護 共 済	まとまった資金で一生涯にわたり介護保障が備えられます。
		予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	ゆとりある老後のために、積立て感覚で老後の資金が準備できます。
		こ ど も 共 済	必要な保障を確保しながら、お子様の教育資金を計画的に準備できます。
	建 物 更 正 共 済		火災・自然災害はもちろん、地震にも備えられる建物や家財の保障です。
短 期 共 済	自 動 車 共 済		自動車事故によるケガや賠償、修理に備える共済です。
	自 賠 責 共 済		法律により加入が義務付けられた、対人賠償責任共済です。
	傷 害 共 済		突然の災害によるケガや死亡に備える共済です。
	火 災 共 済		火災や落雷など、もしもの建物災害に備える共済です。
	賠 償 責 任 共 済		日常生活のさまざまなリスクに対応する共済です。

●農業関連事業

農業関連事業は、自然と環境にマッチしたゆとりある農業の創造を目指し、米麦の作付推進と合わせて土地利
用型の多品目野菜の生産と共同出荷による安定市場の確保等、園芸・畜産物の営農技術指導と販売により高収
量・高収益農業に取り組んでいます。また、組合員の農業生産に関する生産資材、農業機械等の提供とサービス
に努めています。

●生活関連事業

生活その他事業は、生活に必要な食料品、ガス、油類等幅広い商品の提供をはじめ、葬祭・介護事業、宅地等
供給事業などの組合員及び地域のみなさまのニーズに合ったサービスに努めています。

VI. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

＜農業関係の持続的な取り組み＞

- ① 行政等関係機関と連携して新規就農者に対して営農基礎講座を開催し、経営内容の把握に必要な知識等について研修を行いました。また、新規就農者への訪問を定期的に行い相談及び指導を行いました。
- ② 量販店へ定期的に商品の提案を行い、イベントでチラシに掲載し販売力強化を行いました。また、JA みいコネクトの野菜直販サイト「YASITE（やさいと）」に農産物を提示し、インターネット販売を実施しました。
- ③ 集落営農の組織化・法人化に向けた取り組み並びに法人化後の支援強化として、各行政等と連携を取り、インボイス制度の影響について集落営農法人への研修会等の協議を行いました。



・野菜直販サイト「YASITE」開設



・税理士による相続相談会

＜地域密着型金融への取り組み＞

- ① 管内農産物等を活用した「いなほ定期貯金」、年末恒例の「貯金王」キャンペーンを実施し、管内特産物のPR および個人貯金残高純増に取り組みました。
- ② 農業経営者の多様な資金ニーズに対し農業経営資金の融資、また、水害等災害復旧にかかる資金の円滑な融通及び既往債務の条件変更等などの対応を行い、経営支援へ向け取り組みました。
- ③ 組合員・地域利用者の税金や相続に対する疑問・不安を解消できるよう「税務・相続相談会」を9回開催しました。

2. 地域貢献情報

<環境保全活動>

①資源リサイクル運動の一環として、4月と8月に廃ビニール回収を行いました。また、8月は廃棄農薬回収も行いました。

②SDGsに貢献する環境保全の一環として、女性部が中心となりペットボトルキャップ(439.5 kg)やプルタブ(123 kg)の回収に取り組みました。(ペットボトルキャップは世界の子供たちの医療費支援に充てられ、プルタブは800 kgで車椅子1台になります。)



★廃ビニール等の回収作業(4月・8月)

3. 情報提供活動

<コミュニティ誌・広報誌の発行・日本農業新聞への投稿>

広報誌「あぐりピープル」(毎月)を発行し、地域の皆さまへJAの事業活動の情報提供を行いました。さらに、日本農業新聞の普及活動や地元記事の送稿を通じて、JAみいの対外的なアピールを積極的に行いました。

また、組合員の利便性を向上するため、スマートフォンを活用したサービス「JA みいコネクト」を開始し、販売代金や購買代金決済明細書の電子配付を可能にするとともに、スマートフォンでの生産資材の注文も可能になりました。

組合員・利用者向け情報提供ツール

JAみいコネクト はじめました!!

JAグループのWEBサービスに無料で簡単アクセス!
イベント等の情報もLINEでご案内!

[登録はこちらをクリック»](#)

A smartphone displaying the JAみいコネクト app interface. The screen shows various icons for services like LINE, JAみいコネクト, and others. The background of the app is green and white.

4. リスク管理の状況

●リスク管理の体制

□ リスク管理の基本方針

組合員・利用者の皆様に安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規定に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

●法令遵守体制

□ コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルールの厳格な順守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

□ コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

【令和3年度の取り組み事項】

1. 8月豪雨の際、モバイル給与システムを活用した安否確認システムによりメールを送信し、安否確認を実施しました。
2. 法改正に伴うマニュアルの見直しを行いました。

□ 令和3年度研修内容

対 象 者	実施時期	研 修 内 容
役員（理事及び監事）	8 月	外部講師による研修
全役職員	8 月	ウェブ方式による研修
全管理職	10 月	書籍による研修
コンプライアンス責任者	11 月	書籍による研修
コンプライアンス担当者	11 月	ウェブ方式による研修
各職場内研修	年 4 回	コンプライアンスに係るテーマに基づき意見交換

【令和4年度の取り組み方針】（令和4年度コンプライアンス・プログラム）

J Aみいは、社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス基本方針並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスの職場風土を醸成するために、具体的な実践計画を策定し、確実に取り組んでいくこととする。

【令和4年度の取り組み事項】

I 基本的取り組み事項

1. リスク管理課は、コンプライアンス態勢の強化を図るため、コンプライアンスやリスク管理を統括し、体制整備を図る。
2. 不祥事発生を未然に防止するための諸施策に積極的に取り組む。
3. 各種研修会・会議を通じて、コンプライアンス意識の醸成及びコンプライアンス違反を許さない職場風土を目指す。
4. コンプライアンスに係る取り組みが確実に実践できるよう、進捗管理を徹底する。

II 具体的取り組み事項

1. 経営層での取り組み
 - （1）組合長・専務・常務は、年頭所感や総代会、全体職員研修等あらゆる機会をとらえ、コンプライアンスに対する積極的な取組姿勢を示し、コンプライアンス意識の高い職場風土を醸成するよう努める。
 - （2）理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき公正、公平に断固とした態度で対応する。
 - （3）理事及び監事は、理事会・監事会、経営リスク管理委員会等において、コンプライアンスにかかる諸問題の論議を行い、認識の共有化を図る。
2. 規程の策定と必要な見直し
 - （1）法令等の改正に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直し
不祥事未然防止の観点から日常業務の留意事項を整備し、法令遵守に関して最新の法改正等へ対応するために見直しを行う。
 - （2）関係規程類の整備と周知徹底
コンプライアンスに関連する規程類については、法改正等への対応や現状に適合したものとなっているか等、見直しを行う。
3. 事業継続計画（BCP）運用へ向けた取り組み
 - （1）事業継続計画（BCP）の周知及び訓練の実施
 - ① 事業継続計画（BCP）の周知を行う。

- ② 訓練及びモバイル給与システムを活用した、役職員の安否確認システムの送信テストを実施する。

4. 不祥事未然・再発防止に向けた取り組み

(1) 実効性ある自主検査の実施

- ① 各部門において、着実に自主検査を実施する。
- ② リスク管理課は、検査結果を取りまとめる。
- ③ 事業所管部署は、自主検査で不備があった場合は、改善状況を毎月確認し、指導を行う。
- ④ 監査課は、自主検査で適正とされた項目に対してモニタリングを行う。
- ⑤ リスク管理課は、本店担当部署と連携し、自主検査項目の見直しを行い、当JAの実態に即した自主検査項目を設定する。

(2) クロスチェックによる業務点検の実施

クロスチェック実施要領に基づき、点検を実施する。

(3) 連続職場離脱の確実な実施

連続職場離脱実施要領に基づき、対象者に対して漏れなく実施する。

(4) 人事ローテーション実施要領に基づく計画的な人事異動と不祥事未然防止

- ① 人事ローテーション実施要領に定める基準に基づく、体系的・計画的な人事異動を実施する。
- ② 人事ローテーションにおける長期滞留者及び特殊業務従事者については、要領に定める内部けん制策を実施する。

(5) 現金取引に係る内部管理態勢の構築

現金取引内部ルールに沿った業務遂行ができているか、監査課によるモニタリング(オンサイト)及び内部監査を実施する。

(6) 職員行動管理の徹底

- ① 管理職を対象に「職員行動チェックリスト」「管理者行動チェックリスト」による点検を実施し、部下の行動管理を行う。
- ② 全職員を対象に、「職員行動自主点検表」による点検を行い、自らの行動を振り返る機会を設ける。

(7) コンプライアンス意識の醸成

- ① 朝礼において、当JAの経営理念等の唱和を行う。
- ② 各種会議・研修を通じて、コンプライアンス違反を許さない職場風土の醸成を図る。

(8) 内部相談・通報制度(JAヘルプライン)の活用

全職員に対して、JAグループ福岡の内部相談・通報制度(JAヘルプライン)およびその運営要領の周知を図り、万が一、相談・通報があった場合には、事務局である中央会と連携して適切な対応を行う。

5. 個人情報保護法関係

(1) 個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

- ① 個人データ取扱台帳を更新する。
- ② 個人データ取扱台帳については、年に1回、内容を見直す。

(2) 監査課によるモニタリング

監査課は、個人データ取扱台帳の整備や個人データ管理台帳の運用に係るモニタリング（オンライン）を実施する。

6. 苦情等処理対応

(1) 相談・苦情等対応記録簿の運用

- ① 各職場においては、苦情処理等対応要領等に基づき、組合員等からの苦情・相談等の情報をもれなく「相談・苦情等対応記録簿」に記入し、所属長を経由して、リスク管理課に報告する。
- ② リスク管理課は、各職場からの苦情・相談等の内容や対応策・改善すべき事項を取りまとめ、職場内に周知するとともに、コンプライアンス研修や職場内ミーティングを活用して、情報を共有化する。

また、リスク管理課は、利用者対応が適切に行われているか、相談・苦情等対応記録簿の記載等についてモニタリングを行う。

(2) 苦情等相談窓口への対応

組合員や地域利用者からの苦情・相談を真摯に受け止め、中央会・連合会と連携して、適切な対応を行う。

7. コンプライアンスに係る研修計画

コンプライアンスに係る研修を以下のような内容で実施する。

以下に掲げる研修のほか、各種会議体等の中で、コンプライアンス・マニュアル等を活用して、コンプライアンス意識の醸成を図る。

また、法令等の改正が行われた場合には必要に応じ研修会を開催することとする。

対 象 者	実施時期	研 修 内 容
一般職員（全体職員研修）	年1回	組合長からの訓示 JAみいコンプライアンス取り組み方針
役員（理事及び監事）	年1回	外部講師による研修
全役職員	年1回	外部講師による研修
コンプライアンス責任者	年1回	常勤役員からの訓示、外部講師による研修
コンプライアンス担当者	年1回	コンプライアンス・マニュアルに基づく研修
全管理職	年1回	外部講師による研修
新入職員研修	年1回	コンプライアンスの意義 JAみいのコンプライアンス体制について
各職場単位	年4回	コンプライアンスに係るテーマについての意見交換

Ⅲ コンプライアンスに係る監査計画

上記Ⅱの取り組み事項のうち、「個人情報保護法関係」及び「苦情等処理対応」について、支店・事業所等の監査を実施する。

また、コンプライアンス・プログラムが予定通り実践されているかについても、リスク管理課への監査を通じて、検証を行う。

具体的な監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画による。

Ⅳ コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底

上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに常勤理事会及び理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認する。

2. コンプライアンス・プログラムの見直し

自主検査の結果やコンプライアンス統括部署によるモニタリング、内部監査・監事監査結果や会計監査人監査・行政検査結果等を踏まえ、年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行う。

Ⅴ 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までを実施期間とする。

●金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、一般社団法人JAバンク相談所（03-6837-1359）やJA共済相談受付センター（0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00 年末年始、祝日を除く）

まずは、当JAの窓口へお申し出ください。

小郡中央支店・・・72-4444	農機燃料センター・・・77-0100
北野中央支店・・・78-3213	《本店》
大刀洗中央支店・・・77-0031	リスク管理課・・・72-2143
営農センター・・・78-3035	金融課・・・72-2145
経済センター小郡本店・73-0383	共済課・・・72-2149

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・ 信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター （電話：092-741-3208）
福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター （電話：093-561-0360）
福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター （電話：0942-30-0144）

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

（<http://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公財）日弁連交通事故相談センター

（<https://www.n-tacc.or.jp/>）

（公財）交通事故紛争処理センター

（<https://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

★ 各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ★ 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ★ 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ★ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ★ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ★ 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ★ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

みい農業協同組合 個人情報保護方針

み い 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長 平田 浩則

(平成 17 年 4 月 1 日制定、令和 4 年 4 月 1 日最終改定)

みい農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守当

組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

みい農業協同組合 情報セキュリティ基本方針

み い 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長 平田 浩則

（平成17年4月1日制定、平成27年12月25日最終改定）

みい農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1） 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2） 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破

壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。

3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、14.20%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項 目	内 容
発行主体	みい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,644百万円（前年度1,668百万円）

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

●貸借対照表

科 目 (資 産 の 部)	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
1. 信用事業資産	76,691,455	78,844,804
(1) 現金	521,995	402,493
(2) 預金	62,901,667	65,724,527
系統預金	62,775,138	65,595,868
系統外預金	126,529	128,659
(3) 貸出金	13,200,001	12,652,144
(4) その他信用事業資産	73,147	72,760
未収収益	38,857	35,816
その他の資産	34,290	36,944
(5) 貸倒引当金	△ 5,355	△ 7,120
2. 共済事業資産	147	93
(1) 共済未収利息	147	93
3. 経済事業資産	1,124,089	1,338,526
(1) 経済事業未収金	517,839	477,615
(2) 経済受託債権	510,787	685,023
(3) 棚卸資産	111,538	156,715
購買品	101,270	140,268
その他の棚卸資産	10,268	16,447
(4) その他経済事業資産	37,675	58,569
(5) 貸倒引当金	△ 53,750	△ 39,396
4. 雑資産	397,322	415,551
5. 固定資産	3,874,981	3,752,032
(1) 有形固定資産	3,865,167	3,745,032
建物	4,122,789	4,120,494
機械装置	1,694,282	1,704,770
土地	2,391,393	2,336,312
その他の有形固定資産	1,503,673	1,498,385
減価償却累計額	△ 5,846,970	△ 5,914,929
(2) 無形固定資産	9,814	7,000
6. 外部出資	2,648,076	2,648,076
(1) 外部出資	2,648,076	2,648,076
系統出資	2,537,716	2,537,716
系統外出資	110,360	110,360
7. 繰延税金資産	118,176	115,238
資 産 の 部 合 計	84,854,246	87,114,320

(単位：千円)

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
(負 債 の 部)		
1. 信用事業負債	76,429,602	78,323,311
(1) 貯金	76,337,737	78,241,626
(2) 借入金	17,004	9,017
(3) その他の信用事業負債	74,861	72,668
未払費用	6,017	977
その他の負債	68,844	71,691
2. 共済事業負債	267,976	281,540
(1) 共済資金	86,063	95,967
(2) 未経過共済付加収入	181,913	183,741
(3) 共済未払費用	—	1,792
(4) その他の共済事業負債	—	40
3. 経済事業負債	1,626,896	1,914,108
(1) 経済事業未払金	314,787	336,365
(2) 経済受託債務	649,476	986,278
(3) その他の経済事業負債	662,633	591,465
4. 設備借入金	81,000	72,000
5. 雑負債	286,402	343,463
(1) 未払法人税等	36,950	24,796
(2) その他の負債	249,452	318,667
6. 諸引当金	461,519	447,885
(1) 賞与引当金	106,932	103,782
(2) 退職給付引当金	134,506	136,640
(3) 役員退職慰労引当金	37,129	47,242
(4) ポイント引当金	1,668	—
(5) 特例業務負担金引当金	181,284	160,221
7. 再評価に係る繰延税金負債	393,475	379,379
負 債 の 部 合 計	79,546,870	81,761,686
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	4,309,316	4,391,364
(1) 出資金	1,668,277	1,644,579
(2) 利益剰余金	2,658,926	2,768,806
利益準備金	1,481,000	1,481,000
その他利益剰余金	1,177,926	1,287,806
(金融事業リスク対応積立金)	(40,000)	(40,000)
(施設整備積立金)	(170,000)	(170,000)
(資産査定積立金)	(50,000)	(50,000)
(会計及び法制度改正等対策積立金)	—	(180,970)
(特別積立金)	(645,580)	(645,580)
(当期末処分剰余金)	(272,346)	(201,256)
(うち当期剰余金)	(△ 518,290)	(89,585)
(3) 処分未済持分	△ 17,887	△ 22,021
2. 評価・換算差額等	998,060	961,270
(1) 土地再評価差額金	998,060	961,270
純 資 産 の 部 合 計	5,307,376	5,352,634
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	84,854,246	87,114,320

●損益計算書

科 目	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度		
1. 事業総利益			1,823,927			1,727,554
事業収益		4,844,478			4,303,317	
事業費用		3,020,551			2,575,763	
(1) 信用事業収益		540,275			537,631	
資金運用収益	505,743			503,998		
(うち預金利息)	(290,018)			(294,970)		
(うち貸出金利息)	(177,456)			(170,624)		
(うちその他受入利息)	(38,269)			(38,404)		
役務取引等収益	25,993			26,023		
その他経常収益	8,539			7,610		
(2) 信用事業費用		118,341			110,962	
資金調達費用	10,522			4,971		
(うち貯金利息)	(10,129)			(4,715)		
(うち給付補填備金繰入)	(230)			(123)		
(うち借入金利息)	(17)			(2)		
(うちその他支払利息)	(146)			(131)		
役務取引等費用	10,148			10,437		
その他経常費用	97,671			95,554		
(うち貸倒引当金繰入額)	(3,200)			(1,764,953)		
(うち貸倒引当金戻入益)	—			—		
信用事業総利益			421,934			426,669
(3) 共済事業収益		527,321			505,239	
共済付加収入	484,851			466,590		
その他の収益	42,470			38,649		
(4) 共済事業費用		51,162			45,347	
共済推進費	35,083			33,453		
共済保全費	4,656			3,704		
その他の費用	11,423			8,190		
共済事業総利益			476,159			459,892
(5) 購買事業収益		2,665,841			2,447,882	
購買品供給高	2,640,406			2,405,184		
購買手数料	—			10,133		
修理サービス料	13,036			4,573		
その他の収益	12,399			27,992		
(6) 購買事業費用		2,257,020			2,079,195	
購買品供給原価	2,209,561			2,034,985		
購買供給費	39,675			35,929		
修理サービス費	15,613			9,616		
その他の費用	△ 7,829			△ 1,335		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△21,391)			(△14,354)		
購買事業総利益			408,821			368,687
(7) 販売事業収益		515,180			536,595	
買取販売品販売高	189,978			212,793		
販売手数料	241,420			238,345		
その他の収益	83,782			85,457		
(8) 販売事業費用		215,191			239,412	
買取販売品販売原価	166,117			179,097		
販売費	8,606			15,679		
その他の費用	40,468			44,636		
販売事業総利益			299,989			297,183
(9) 保管事業収益		1,351			2,133	
(10) 保管事業費用		1,504			1,203	
保管事業総損失			△ 153			930
(11) 加工事業収益		17,745				
(12) 加工事業収益		12,773				
加工事業総利益			4,972			0

(単位：千円)

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
(13) 利用事業収益	274,450	39,460
(14) 利用事業費用	247,095	16,127
利用事業総利益	27,355	23,333
(15) 堆肥事業収益	13,742	11,136
(16) 堆肥事業費用	5,801	6,081
堆肥事業総利益	7,941	5,055
(17) 宅地等供給事業収益	263	402
(18) 宅地等供給事業費用	89	84
宅地等供給事業総利益	174	318
(19) 福祉事業収益	74,587	54,177
(20) 福祉事業費用	21,615	18,224
福祉事業総利益	52,972	35,953
(21) 葬祭事業収益	215,847	183,033
(22) 葬祭事業費用	91,351	72,361
葬祭事業総利益	124,496	110,672
(23) 指導事業収入	23,006	20,480
(24) 指導事業支出	23,739	21,618
指導事業収支差額	△ 733	△ 1,138
2. 事 業 管 理 費	1,710,111	1,637,096
人件費	1,307,956	1,262,015
業務費	89,437	99,793
諸税負担金	49,116	45,693
施設費	243,415	225,224
その他事業管理費	20,187	4,371
事業利益	113,816	90,458
3. 事 業 外 収 益	80,496	77,120
受取雑利息	1,121	748
受取出資配当金	40,097	46,621
賃貸料	24,546	10,819
雑収入	14,732	18,932
4. 事 業 外 費 用	11,405	12,137
支払雑利息	1,942	2,063
寄付金	30	30
雑損失	9,433	10,044
経常利益	182,907	155,441
5. 特 別 利 益	18,902	20,589
固定資産処分益	210	2,811
災害共済金	3,042	—
臨時収入	—	2,791
一般補助金	15,650	14,987
6. 特 別 損 失	814,485	67,082
固定資産処分損	19,282	4,502
減損損失	776,511	29,030
固定資産圧縮損	18,692	14,987
解体等費用	—	18,563
税引前当期剰余金	△ 612,676	108,948
法人税、住民税及び事業税	40,188	30,520
法人税等調整額	△ 134,574	△ 11,157
法人税等合計	△ 94,386	19,363
当期剰余金	△ 518,290	89,585
当期首繰越剰余金	42,473	45,850
土地再評価差額金取崩額	358,163	36,790
固定資産減損積立金取崩額	320,000	—
ポイント還元積立金取崩額	30,000	—
持続可能な経営基盤の確立・強化積立金取崩額	40,000	29,030
当期末処分剰余金	272,346	201,255

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業利益」「事業費用」を表示しています。

□ 令和2年度 注記表（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
そ の 他 有 価 証 券 (時価のないもの)	移動平均法による原価法

（2）棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購 買 品（数量管理品）	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購 買 品（売価管理品）	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

（2）無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

（2）賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

（3）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資金の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) ポイント引当金

事業利用メリットの明確化および組合員加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(6) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

5. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除いた金額を記載しています。

Ⅱ. 表示方法の変更にに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第 126 条の 3 の 2 に基づき、「会計上の見積もりの開示に関する会計基準」を適用し、「繰延税金資産の回収可能性」「固定資産の減損」に関する情報を「会計上の見積もりに関する注記」に記載しています。

Ⅲ. 会計上の見積もりに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

131,816,991 円 ※

※繰延税金負債と相殺前の増額を記載しています。

(2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

776,511,531 円

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,475,466,595 円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	944,612,364 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	114,474,112 円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	677,348,735 円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	1,701,699,149 円
(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	0 円
(種類) 工具器具備品	(圧縮記帳累計額)	37,332,235 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預金	(金額)	1,100,000,000 円
---------	------	-----------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	12,213,657 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0 円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は 133,997,004 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破綻先債権	0
延滞債権	133,997,004
3ヶ月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	133,997,004

(注) 貸倒引当金控除前の金額である

注 1：破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものをいう。

注 2：延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注 1 に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。

注 3：3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注 1 及び注 2 に掲げるものを除く。）をいう。

注 4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注 1 から注 3 まで掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 357,870,094 円

V. 損益計算書に関する注記

1. 固定資産の減損会計

当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	その他
久留米市北野町高良	遊 休	土 地	旧弓削支所
久留米市北野町中	やすらぎ会館こすもす	建物等	
久留米市北野町八重亀	遊 休	土 地	旧Aコープ金島駐車場
小郡市三沢	遊 休	土地及び建物等	旧小郡北部支所
小郡市三沢	やすらぎ会館みつさわ	土地及び建物等	
小郡市上岩田	やすらぎ会館しらゆり	土地及び建物等	
小郡市上岩田	めぐみの里	土地及び建物等	
小郡市八坂	いきいき介護プラザ	土地及び建物等	
小郡市下西鯉坂	土づくりセンター	土地及び建物等	
大刀洗町菅野	遊 休	土 地	旧大堰支所
大刀洗町菅野	経済センター大堰店	土地及び機械装置等	
大刀洗町本郷	遊 休	土 地	旧本郷支所
大刀洗町本郷	農産加工場	土地及び建物等	
大刀洗町本郷	農機燃料センター	土地及び建物等	

当組合は、一般資産として信用・共済事業等関連施設については管理会計の単位としている支店を基本にグルーピングし、経済事業関連施設については同種の施設単位でグルーピングしております。営農関連施設及び本店については、JA全体の共用資産としておりますが、持続可能な経営基盤を確立する必要があることから、めぐみの里、土づくりセンター、農産加工場の3ヶ所を、一般資産に変更しております。遊休資産については、個々の場所単位に算定しています。

やすらぎ会館（こすもす、みつさわ、しらゆり）、めぐみの里、いきいき介護プラザ、土づくりセンター、経済センター大堰店、農産加工場、農機燃料センター（LPG以外）については事業損益の悪化が見られ、業績の回復が見込まれないため、また旧弓削支所、旧Aコープ金島駐車場、旧小郡北部支所、旧大堰支所、旧本郷支所については現状遊休資産となっており将来の使用見込みが無く、時価の著しい下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（776,511,531 円）として特別損失に計上しました。その内訳は、以下のとおりです。

場 所	種 類	減損損失
久留米市北野町高良（旧弓削支所）	土 地	2,277,038 円
久留米市北野町中（やすらぎ会館こすもす）	建物等	55,873,624 円
久留米市北野町八重亀（旧Aコープ金島駐車場）	土 地	294,701 円

小郡市三沢（旧小郡北部支所）	建物等	628, 116 円
	土 地	2, 649, 140 円
	小 計	3, 277, 256 円
小郡市三沢（やすらぎ会館みつさわ）	建物等	65, 607, 128 円
	土 地	240, 576, 144 円
	小 計	306, 183, 272 円
小郡市上岩田（やすらぎ会館しらゆり）	建物等	33, 434, 662 円
	土 地	58, 836, 704 円
	小 計	92, 271, 366 円
小郡市上岩田（めぐみの里）	建物等	2, 928, 044 円
	土 地	15, 939, 125 円
	小 計	18, 867, 169 円
小郡市八坂（いきいき介護プラザ）	建物等	138, 116 円
	土 地	116, 865 円
	小 計	254, 981 円
小郡市下西鯨坂（土づくりセンター）	建物等	34, 097, 880 円
	土 地	233, 242, 363 円
	小 計	267, 340, 243 円
大刀洗町菅野（旧大堰支所）	土 地	4, 163, 200 円
大刀洗町菅野（経済センター大堰店）	機械装置等	202, 865 円
	土 地	2, 918, 747 円
	小 計	3, 121, 612 円
大刀洗町本郷（旧本郷支所）	土 地	2, 642, 088 円
大刀洗町本郷（農産加工場）	建物等	7, 582, 868 円
	土 地	11, 639, 447 円
	小 計	19, 222, 315 円
大刀洗町本郷（農機燃料センター）	建物等	35, 839 円
	土 地	686, 827 円
	小 計	722, 666 円
合 計		776, 511, 531 円

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、

担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクにかかる定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,164,198円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	62,901,666,622	62,902,275,893	609,271
貸出金	13,200,001,460		
貸倒引当金	△5,354,736		
貸倒引当金控除後	13,194,646,724	13,677,473,071	482,826,347
経済事業未収金	517,838,778		
貸倒引当金	△53,750,162		
貸倒引当金控除後	464,088,616	464,088,616	0
資 産 計	76,560,401,962	77,043,837,580	483,435,618
貯 金	76,337,736,965	76,345,662,638	7,925,673
借入金	98,004,344	104,127,043	6,122,699
経済事業未払金	314,787,212	314,787,212	0
負 債 計	76,750,528,521	76,764,576,893	14,048,372

注1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

注2：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

注3：借入金には設備借入金 81,000,000 円も含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,648,075,801

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決済日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	62,901,666,622	0	0	0	0	0
貸出金	1,910,282,077	1,188,997,694	1,886,573,928	905,992,034	785,510,204	6,522,645,523
経済事業未収金	371,136,063	0	0	0	0	0
合計	65,183,084,762	1,188,997,694	1,886,573,928	905,992,034	785,510,204	6,522,645,523

注1：貸出金のうち、当座貸越 261,872,517 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 146,702,715 円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	72,087,305,058	2,030,618,766	1,857,332,716	213,938,747	148,541,678	0
借 入 金	16,987,472	15,544,872	10,204,000	9,634,000	9,634,000	36,000,000
経済事業未払金	314,787,212	0	0	0	0	0
合 計	72,419,079,742	2,046,163,638	1,867,536,716	223,572,747	158,175,678	36,000,000

注 1：貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、1, 499, 999 円減損処理を行っています。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	115, 679, 739 円
退職給付費用	71, 773, 248 円
退職給付の支払額	△398, 596 円
特定退職共済制度への拠出金	△52, 547, 950 円
期末における退職給付引当金	134, 506, 441 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1, 080, 788, 360 円
特定退職共済制度	△946, 281, 919 円
未積立退職給付債務	134, 506, 441 円
退職給付引当金	134, 506, 441 円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	71, 773, 248 円
退職給付費用	71, 773, 248 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため 16, 423, 305 円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、186, 365, 000 円となっています。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

固定資産減損損失	109,074,525 円
特例業務負担金引当金	50,215,718 円
退職給付引当金	37,258,284 円
賞与引当金	29,620,200 円
未払賞与	10,413,378 円
その他	29,941,965 円
繰延税金資産小計	266,524,070 円
評価性引当額	△134,707,079 円
繰延税金資産合計 (A)	131,816,991 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△13,641,142 円
繰延税金負債合計 (B)	△13,641,142 円

繰延税金資産の純額 (A) + (B) 118,175,849 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と法人税等負担率との差異については、税引前当期損失を計上しているため、内容の記載を行っていません。

□ 令和3年度 注記表（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
そ の 他 有 価 証 券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購 買 品 (数量管理品)	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購 買 品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

（１） 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

（２）販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が（集荷して共同で）業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

（３）利用事業

カントリーエレベーター・大豆調製施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

（４）葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

（５）指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

（６）保管事業、堆肥事業、宅地等供給事業、福祉事業

保管事業、堆肥事業、宅地等供給事業、福祉事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（１）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に係る注記

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

購買事業および利用事業等において、利用者等に代わって調達の手配および施設の運営を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) LP ガスに関する収益認識

購買事業のうち LP ガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日における利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、影響が軽微なため新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が 413,630 千円、事業費用が 420,258 千円減少し、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 6,628 千円それぞれ増加しております。

Ⅲ. 表示方法の変更に係る注記

従来、(株)A コープ九州及び(株)西日本宇佐美への賃貸に係る賃貸料(14,237 千円)は事業外収益に計上しておりましたが、当事業年度より購買事業収益の「その他の収益」として計上しております。

これは、当事業年度の期首からの収益認識会計基準の適用を契機に賃貸の目的や実態等を精査した結果、農林水産省の「総合的な監督指針」に基づいた組合の固有業務の一環であると判断したことから、経済実態をより一層反映した財務情報の開示を行うために表示方法の変更を行ったものであります。

また、未払費用の一部(88,957 千円)を「その他の経済事業負債」に計上しておりましたが、当年度より「その他の負債」として計上しております。

これは、経済実態をより一層反映した財務情報の開示を行うために表示方法の変更を行ったものであります。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 128,878,701 円(繰延税金負債と相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 29,030,093 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,490,007,188 円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額) 944,612,364 円
(種類) 建 物 附 属 設 備	(圧縮記帳累計額) 114,474,112 円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額) 677,348,735 円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額) 1,716,686,149 円
(種類) 車 両 運 搬 具	(圧縮記帳累計額) 0 円
(種類) 工 具 器 具 備 品	(圧縮記帳累計額) 36,885,828 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金 (金 額) 1,100,000,000 円

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 15,286,250 円
・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は 272,475,711 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0
危険債権	58,864,412
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	213,611,299
合 計	272,475,711

(注) 貸倒引当金控除前の金額である

注 1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注 2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回

収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3まで掲げるものを除く。)をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
・再評価の年月日	平成11年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額	297,084,724円

VI. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
いきいき介護プラザ	営業用店舗	土地及び建物等	
経済センター大城店・大城給油所	営業用店舗	土地及び建物等	
経済センター大堰店・大堰給油所	営業用店舗	土地及び建物等	
福童農業倉庫跡地	遊 休	土地	業務外固定資産
旧大堰支所	遊 休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

いきいき介護プラザ、経済センター大城店・大城給油所、経済センター大堰店・大堰給油所については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土、減損の兆候に該当しています。

このうち、福童農業倉庫跡地、旧大堰支所の資産は遊休資産であり早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

いきいき介護プラザ	1,445,388円(土地 678,489円、建物等 766,899円)
経済センター大城店・大城給油所	26,964,105円(土地 24,035,502円、建物等 2,928,603円)
経済センター大堰店・大堰給油所	70,267円(土地 66,372円、建物等 3,895円)
福童倉庫跡地	344,520円(土地 344,520円)
旧大堰支所	205,813円(土地 205,813円)
合 計	29,030,093円(土地 25,330,696円、建物等 3,699,397円)

(4) 回収可能価額の算定方法

・いきいき介護プラザ、経済センター大城店・大城給油所、経済センター大堰店・大堰給油所・福童農業倉庫跡地、旧大堰支所の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が12,478,731円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	65,724,526,838	65,725,123,712	596,874
貸出金	12,652,144,137		
貸倒引当金（＊１）	△7,119,689		
貸倒引当金控除後	12,645,024,448	13,049,477,817	404,453,369
経済事業未収金	477,614,771		
貸倒引当金（＊２）	△39,396,023		
貸倒引当金控除後	438,218,748	438,218,748	0
資 産 計	78,807,770,034	79,212,820,277	405,050,243
貯 金	78,241,626,005	78,239,685,195	△1,940,810
借入金（＊３）	81,016,872	85,589,944	4,573,072
経済事業未払金	336,364,808	336,364,808	0
負 債 計	78,659,007,685	78,661,639,947	2,632,262

＊１：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

＊２：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

＊３：借入金には設備借入金 72,000,000 円も含めています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	2,648,075,801

*1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決済日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	65,724,526,838	0	0	0	0	0
貸 出 金	1,753,325,180	1,982,027,700	1,008,449,767	887,291,204	764,481,615	6,256,568,671
経済事業未収金	391,441,643	0	0	0	0	0
合 計	67,869,293,661	1,982,027,700	1,008,449,767	887,291,204	764,481,615	6,256,568,671

注1：貸出金のうち、当座貸越 247,715,018 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 86,173,128 円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	74,623,550,311	1,836,520,146	1,487,500,247	188,152,045	105,903,256	0
借 入 金	15,544,872	10,204,000	9,634,000	9,634,000	9,000,000	27,000,000
合 計	74,639,095,183	1,846,724,146	1,497,134,247	197,786,045	114,903,256	27,000,000

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	134,506,441 円
退職給付費用	70,238,445 円
退職給付の支払額	△13,733,037 円
特定退職共済制度への拠出金	△54,372,000 円
期末における退職給付引当金	136,639,849 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,096,637,360 円
特定退職共済制度	△959,997,511 円
未積立退職給付債務	136,639,849 円
退職給付引当金	136,639,849 円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	70,238,445 円
退職給付費用	70,238,445 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため 15,999,434 円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、185,430,000 円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

固定資産減損損失	105,024,726 円
特例業務負担金引当金	44,381,283 円
退職給付引当金	37,849,238 円
賞与引当金	28,747,680 円
未払賞与	9,647,356 円
その他	28,351,404 円
繰延税金資産小計	254,001,687 円
評価性引当額	△125,122,986 円
繰延税金資産合計（A）	128,878,701 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△13,641,142 円
繰延税金負債合計（B）	△13,641,142 円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 115,237,559 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 （調整）	27.70%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.44%
損金経理した附帯税等	0.15%
住民税均等割等	4.11%
評価性引当額の増減	△8.80%
収用等の特別控除	△1.62%
受取配当金等永久に益金に算入されな項目	△5.90%
その他	0.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.77%

X. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	272,346	201,256
2. 剰 余 金 処 分 額	226,496	153,247
(1) 利益準備金への繰入	—	18,000
(2) 任意積立金の積立	210,000	119,030
①施設整備積立金	—	30,000
②持続可能な経営基盤の確立・強化積立金	210,000	89,030
(3) 出資配当金	16,496	16,217
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	45,850	48,009

注1. 出資配当は、令和2年度は1.0%、令和3年度は1.0%です。

注2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額8,000,000円が含まれています。

2. 計算書類の正確性等にかかる確認

私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月21日
 みい農業協同組合
 代表理事組合長 平田 浩則

3. 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	平成29年度	平成30年度	平成31（令和元）年度	令和2年度	令和3年度
経常収益（事業収益）	5,135	5,313	5,039	4,870	4,338
信用事業収益	548	582	557	540	537
共済事業収益	597	590	556	527	505
農業関連事業収益	2,605	2,812	2,782	2,787	2,341
生活その他事業収益	1,363	1,306	1,121	987	935
営農指導事業	22	23	23	29	20
経常利益	162	250	120	183	155
当期剰余金	△ 58	14	76	△518	109
出資金 （出資口数）	1,727 (1,727,335)	1,708 (1,708,481)	1,688 (1,687,712)	1,668 (1,668,277)	1,645 (1,644,579)
純資産額	5,855	5,829	5,866	5,307	5,353
総資産額	79,888	80,116	81,447	84,854	87,114
貯金残高	69,957	70,087	71,910	76,338	78,242
貸出金残高	13,557	13,669	13,730	13,200	12,652
有価証券残高	0	0	0	0	0
剰余金配当金額	17	17	17	16	16
出資配当額	17	17	17	16	16
事業利用分量配当の額	0	0	0	0	0
職員数	276	264	270	265	240
単体自己資本比率	16.97%	15.99%	15.35%	14.35%	14.20%

注 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

5. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 収 支	495	499
役 務 取 引 等 収 支	16	16
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 89	△ 88
信 用 事 業 粗 利 益	422	427
信 用 事 業 粗 利 益 率	0.57	0.56
事 業 粗 利 益	1,824	1,728
事 業 粗 利 益 率	1.89	1.75
事 業 純 益	127	124
実 質 事 業 純 益	148	124
コ ア 事 業 純 益	148	124
コア事業純益（投資信託解約損益を除く）	148	124

注 1. 信用事業粗利益率＝ 信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 事業粗利益率 ＝ 事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	71,265	467	0.66	73,786	466	0.63
うち預金	57,672	290	0.50	60,347	295	0.49
うち有価証券	0	0	0.00	0	0	0.00
うち貸出金	13,593	177	1.31	13,439	171	1.27
資 金 調 達 勘 定	71,067	10	0.01	74,211	5	0.01
うち貯金・定期積金	71,026	10	0.01	74,187	5	0.01
うち借入金	41	0	0.04	24	0	0.01
総資金利ざや	—	—	0.18	—	—	0.20

注 1. 総資金利ざや ＝ 資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

2. 経費率 ＝ 信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積立金＋借入金）平均残高

7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	△ 1	△ 2
うち預金	5	5
うち有価証券	0	0
うち貸出金	△ 6	△ 7
支 払 利 息	△ 7	△ 5
うち貯金・定期積金	△ 7	△ 5
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	△ 0	△ 0
差 引	△ 13	4

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は農林中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、62～63ページの「●自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照下さい。

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,293	4,375
うち、出資金及び資本準備金の額	1,668	1,645
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,659	2,769
うち、外部流出予定額(△)	(△)16	(△)16
うち、上記以外に該当するものの額	△ 18	△ 22
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	21	20
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	21	20
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	188	121
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,502	4,516
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	10	7
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	10	7
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資額等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資額等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10	10
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	4,492	4,509
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	27,660	28,228
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	119	68
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー (△)	△ 1,272	△ 1,272
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,392	1,341
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,636	3,510
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	31,297	31,738
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (二)	14.35%	14.20%

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で、仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/Oストリップス	信用補完機能を持つI/Oストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用するの方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

●自己資本の充実度に関する事項

□ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和2年度			令和3年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	522	0	0	402	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け						
	外国の中央政府及び中央銀行向け						
	国際決済銀行向け						
	我が国の地方公共団体向け	217	0	0	81	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
	国際開発銀行向け						
	地方公共団体金融機関向け						
	我が国の政府関係機関向け						
	地方三公社向け						
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	62,903	12,581	503	65,725	13,145	526
	法人等向け	12	7	0	10	6	0
	中小企業等向け及び個人向け	1,167	713	29	1,115	660	26
	抵当権付住宅ローン	172	60	2	163	57	2
	不動産取得等事業向け	133	128	5	112	106	4
	三月以上延滞等	140	121	5	63	59	2
	取立未済手形	9	2	0	12	2	0
	信用保証協会等による保証付	9,808	964	39	9,456	930	37
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
	共済約款貸付						
	出資等	346	346	14	345	345	14
	（うち出資等のエクスポージャー）	346	346	14	346	346	14
	（うち重要な出資のエクスポージャー）						
	上記以外	7,951	10,075	403	8,203	12,949	514
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）						
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,151	7,876	315	3,150	7,876	315
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）						
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）						
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）						
	（うち上記以外のエクスポージャー）	4,801	2,198	88	5,052	4,973	199
	証券化						
	（うちSTC要件適用分）						
	（うち非STC要件適用分）						
	再証券化						
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
	（うちルックスルー方式）						
	（うちマンドート方式）						
	（うち蓋然性方式250%）						
	（うち蓋然性方式400%）						
	（うちフォールバック方式）						
	経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額		1,392	56		1,341	54
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		1,272	51		1,272	51
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	83,380	27,661	1,107	85,688	28,228	1,129
	CVAリスク相当額÷8%						
	中央精算機関関連エクスポージャー						
	合計（信用リスク・アセットの額）	83,380	27,661	1,107	85,688	28,228	1,129

注 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接精算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

□ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
3,636	145	3,510	140

注 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

□ 所要自己資本額

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
31,297	1,252	31,738	1,270

●信用リスクに関する事項

□ 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、 JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、 JCR、S&P、Fitch	

□ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	83,381	13,210	0	85,688	12,651	0
信用リスク平均残高	73,642	13,442	0	76,460	13,012	0

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

□ 信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国 内	83,381	13,210	0	85,688	12,651	0
国 外	0	0	0	0	0	0
合 計	83,381	13,210	0	85,688	12,651	0

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

□ 信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農業	622	606	0	590	577	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	5	5	0	4	4	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	66,063	848	0	68,888	848	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	217	217	0	84	84	0
	その他	350	4	0	362	16	0
	個 人	11,624	11,530	0	11,164	11,122	0
その他		4,500	0	0	4,596	0	0
合 計		83,381	13,210	0	85,688	12,651	0

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

□ 信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	63,497	594	0	66,238	512	0
1年超 3年以下	1,520	1,520	0	1,415	1,415	0
3年超 5年以下	998	998	0	1,116	1,116	0
5年超 7年以下	1,095	1,095	0	990	990	0
7年超 10年以下	1,759	1,759	0	1,535	1,535	0
10年超	7,137	7,137	0	6,979	6,979	0
期限の定めのないもの	7,375	107	0	7,415	104	0
合 計	83,381	13,210	0	85,688	12,651	0

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

□ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
国 内	140	63
国 外	0	0
合 計	140	63

注 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

□ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
法人	農業	0	12
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	2
個 人		140	49
合 計		140	63

注 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

□ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		令和2年度					令和3年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金		19	21	0	19	21	21	20	0	21	20
個別貸倒引当金		58	38	0	58	38	38	26	0	38	26
法 人	国 内	58	38	0	58	38	38	26	0	38	26
	国 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業	0	2	0	0	2	2	0	0	2	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個 人		58	36	0	58	36	36	26	0	36	26

□ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和3年度
法 人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
個 人		0	0
合 計		0	0

□ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令和2年度			令和3年度		
			格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト	0%	0	1,198	1,198	0	937	937
	リスク・ウェイト	2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト	4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト	10%	0	9,639	9,639	0	9,298	9,298
	リスク・ウェイト	20%	0	62,929	62,929	0	65,752	65,752
	リスク・ウェイト	35%	0	172	172	0	162	162
	リスク・ウェイト	50%	0	22	22	0	58	58
	リスク・ウェイト	75%	0	948	948	0	853	853
	リスク・ウェイト	100%	0	7,473	7,473	0	7,622	7,622
	リスク・ウェイト	150%	0	88	88	0	44	44
	リスク・ウェイト	250%	0	2,303	2,303	0	2,302	2,302
	その他		0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト	1250%	—	0	0	—	0	0
合 計			—	84,772	84,772	—	87,028	87,028

- 注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

□ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

□ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	58	17	80	56
抵当権住宅ローン	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
三月以上延滞等	14	0	0	0
証券化	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0
上記以外	37	0	39	0
合 計	109	17	119	56

注 1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国債決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

□ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析のほか、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見直しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価と評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

□ 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	2,648	2,648	2,648	2,648
合 計	2,648	2,648	2,648	2,648

注1. 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

□ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

□ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

□ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損)

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

- 金利リスクに関する事項

- ☐ 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、貯金や貸出金の増減によるものです。

- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

□ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	21	43	37
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	72	116		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	72	116	43	37
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,508		4,491	

□ 金利リスクに関する用語解説一覧

用 語	内 容
△EVE	金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
△NII	金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
上方パラレルシフト	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
下方パラレルシフト	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
スティープ化	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
フラット化	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
短期金利上昇	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
短期金利低下	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅷ. 直近の2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

●貯金に関する指標

①科目別貯金平均残

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和3年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流 動 性 貯 金	35,075	47.3	38,742	50.4	3,667
定 期 性 貯 金	39,088	52.7	38,098	49.6	△ 990
(うち定期積金)	1,693	2.3	1,530	2.0	△ 163
そ の 他 の 貯 金	24	0.0	14	0.0	△ 10
小 計	74,187	100.0	76,854	100.0	2,667
譲 渡 性 貯 金	0	0.0	0	0.0	0
合 計	74,187	100.0	76,854	100.0	2,667

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和3年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定 期 貯 金	37,397	100.0	35,596	100.0	△ 1,801
うち固定自由金利定期	37,396	100.0	35,596	100.0	△ 1,800
うち変動自由金利定期	0	0.0	0	0.0	0
定 期 積 金	1,612	—	1,487	—	△ 125

注 1. 固定自由金利定期＝預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期＝預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

●貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
手 形 貸 付 金	268	267	△ 1
証 書 貸 付 金	12,017	11,619	△ 398
当 座 貸 越	308	276	△ 32
割 引 手 形	0	0	0
合 計	12,593	12,162	△ 431

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和3年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	10,422	79.0	10,031	79.3	△ 391
変 動 金 利 貸 出	2,499	18.9	2,364	18.7	△ 135
そ の 他	279	2.1	257	2.0	△ 22
合 計	13,200	100.0	12,652	100.0	△ 548

注1. 「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分のないものを記載しています。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金等	268	273	5
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物件	0	0	0
小 計	268	273	5
農業信用基金協会保証	9,801	9,459	△ 342
その他保証	1,650	1,638	△ 12
小 計	11,451	11,097	△ 354
信用	1,481	1,282	△ 199
合 計	13,200	12,652	△ 548

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	0	0	0
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物件	0	0	0
小 計	0	0	0
信用	0	0	0
合 計	0	0	0

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和3年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	10,717	81.2	10,121	80.0	△ 596
運転資金	2,483	18.8	2,531	20.0	48
合計	13,200	100.0	12,652	100.0	△ 548

⑥業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和3年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	2,924	22.2	2,948	23.3	24
林業	0	0.0	0	0.0	0
水産業	0	0.0	0	0.0	0
製造業	398	3.0	375	3.0	△ 23
鉱業	1	0.0	1	0.0	0
建設業	122	0.9	115	0.9	△ 7
電気・ガス・熱供給・水道業	15	0.1	9	0.1	△ 6
運輸・通信業	220	1.7	207	1.6	△ 13
卸売・小売・サービス業・飲食業	118	0.9	116	0.9	△ 2
金融・保険業	146	1.1	139	1.1	△ 7
不動産業	0	0.0	2	0.0	2
サービス業	593	4.5	558	4.4	△ 35
地方公共団体	229	1.7	91	0.7	△ 138
その他	8,434	63.9	8,091	64.0	△ 343
合 計	13,200	100.0	12,652	100.0	△ 548

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	増 減
農 業	3,178	3,013	△ 165
穀 作	25	22	△ 3
野 菜 ・ 園 芸	340	300	△ 40
果 樹 ・ 樹 園 農 業	0	0	0
工 芸 作 物	0	0	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	0	0	0
養 鶏 ・ 養 卵	0	0	0
養 蚕	0	0	0
そ の 他 農 業	2,813	2,691	△ 122
農業関連団体等	0	0	0
合 計	3,178	3,013	△ 165

- 注 1. 農業関係の貸出金とは農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記の⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	増 減
プロパー資金	2,700	2,626	△ 74
農業制度資金	478	387	△ 91
農 業 近 代 化 資 金	461	378	△ 83
そ の 他 制 度 資 金	17	9	△ 8
合 計	3,178	3,013	△ 165

- 注 1. プロパー資金とは、当組合原資資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	0	0	0
そ の 他	0	0	0
合 計	0	0	0

- 注 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更正債権及びこれらに準じる債権	令和2年度	30	3	23	4	30
	令和3年度	30	3	23	4	30
危険債権	令和2年度	104	2	102	0	104
	令和3年度	104	2	102	0	104
要管理債権	令和2年度	0	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0	0
	三月以上延滞債権	令和2年度	0	0	0	0
		令和3年度	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	令和2年度	0	0	0	0
		令和3年度	0	0	0	0
小 計	令和2年度	134	5	125	4	134
	令和3年度	134	5	125	4	134
正常債権	令和2年度	13,079				
	令和3年度	13,079				
合 計	令和2年度	13,213				
	令和3年度	13,213				

- 注 1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	19	21		19	21	21	20		21	20
個別貸倒引当金	58	38	0	58	38	38	26	0	38	26
合計	77	59	0	77	59	59	46	0	59	46

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
貸出金償却額	0	0	0

●為替

①内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	19	108	20	108
	金額	11,229	29,371	11,151	29,191
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	9
雑為替	件数	2	1	1	1
	金額	375	233	325	251
合計	件数	20	109	21	109
	金額	11,604	29,604	11,476	29,451

●有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
国 債			
地 方 債			
政 府 保 証 債			
金 融 債			
短 期 社 債			
社 債			
株 式			
受 益 債 権			
合 計			

注1. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和2年度								
国債								
地方債								
政府保証債								
金融債								
短期社債								
社債								
株式								
受益証券								
令和3年度								
国債								
地方債								
政府保証債								
金融債								
短期社債								
社債								
株式								
受益証券								

●有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券				

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

項 目	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債						
	地方債						
	政府保証債						
	金融債						
	短期社債						
	社債						
	その他証券						
	小 計						
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債						
	地方債						
	政府保証債						
	金融債						
	短期社債						
	社債						
	その他証券						
	小 計						
合 計							

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式						
	債権						
	国債						
	地方債						
	短期社債						
	社債						
	その他の証券						
	小 計						
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式						
	債権						
	国債						
	地方債						
	短期社債						
	社債						
	その他の証券						
	小 計						
合 計							

②金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

項目	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託				

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和2年度				令和3年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの
満期保有目的の金銭の信託								

注1. 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和2年度				令和3年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
その他の金銭の信託								

注1. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)
該当する取引はありません。

2. 共済事業

①長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命総合共済	終 身 共 済	3,869	92,227	3,835	85,729
	定 期 生 命 共 済	302	937	234	977
	養 老 生 命 共 済	685	27,834	624	24,818
	う ち こ ど も 共 済	315	9,238	273	8,831
	医 療 共 済	0	1,657	60	1,443
	が ん 共 済	2	201	0	195
	定 期 医 療 共 済	0	327	0	263
	介 護 共 済	42	363	145	484
	年 金 共 済	0	160	0	136
建 物 更 生 共 済		17,629	127,801	11,696	124,825
合 計		22,529	251,507	16,594	238,870

注1. 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

②医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		2	38	0	33
が ん 共 済		0	4	0	4
定 期 医 療 共 済		0	1	0	1
合 計		2	43	0	38

注1. 金額は、入院共済金額を表示しています。

③介護共済・生活生涯共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		50	533	175	670
生 活 障 害 共 済（一 時 金 型）		441	769	1,770	2,479
生 活 障 害 共 済（定 期 年 金 型）		24	107	29	118
特 定 重 度 疾 病 共 済		704	700	377	1,023
合 計		1,219	2,109	2,351	4,290

注1. 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	339	1,859	121	1,856
年 金 開 始 後		699		667
合 計	339	2,558	121	2,523

注1. 金額は、年金年額（利率変動型年金にあたっては、最低保証年金金額）を表示しています。

⑤短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	2,075	2	1,650	1
自 動 車 共 済		395		394
傷 害 共 済	19,271	41	22,374	41
団 体 定 期 生 命 共 済	0	0	0	0
農 機 具 損 害 共 済		0		0
定 額 定 期 生 命 共 済	0	0	0	0
賠 償 責 任 共 済		1		1
自 賠 責 共 済		116		104
合 計		555		541

注1. 金額は、保障金額を表示しています。

注2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業

①買取購買品（生産資材）取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和2年度		令和3年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥 料	460	60	464	62
農 薬	275	40	263	42
飼 料	103	2	7	0
農 業 機 械	199	34	41	2
自 動 車	19	0	0	0
燃 料	422	94	511	81
そ の 他	835	109	871	111
合 計	2,313	339	2,157	298

②受託販売品取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和2年度		令和3年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	803	27	646	22
麦	473	15	477	13
そ の 他 穀 物	159	4	147	4
野 菜	5,384	176	5,500	180
果 実	0	0	0	0
花 き ・ 花 木	163	4	183	5
畜 産 物	264	3	235	3
特 産 物	0	0	0	0
そ の 他	70	12	62	11
合 計	7,316	241	7,250	238

③保管事業取扱実績

（単位：百万円）

項 目		令和2年度	令和3年度
収 益	保 管 料	1	2
	荷 役 料	0	0
	そ の 他	0	0
	合 計	1	2
費 用	保 管 材 料 費	0	0
	保 管 労 務 費	0	0
	そ の 他	1	1
	合 計	1	1

4. 生活関連事業

①買取購買品（生活物資）取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和2年度		令和3年度	
	供給高	粗収益（手数料）	供給高	粗収益（手数料）
食 料 品	85	13	57	10
衣 料 品	0	0	0	0
耐 久 消 費 材	23	3	11	3
日 用 保 健 雑 費	62	7	10	1
家 庭 燃 料	157	67	169	57
そ の 他	0	0	0	0
合 計	327	90	247	71

5. その他の事業

①宅地等供給事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和3年度
収 益	宅 地 等 供 給 手 数 料	0	0
	宅 地 等 供 給 雑 収 入	0	0
	合 計	0	0
費 用	宅 地 等 供 給 費	0	0
	宅 地 等 供 給 雑 費	0	0
	合 計	0	0

②葬祭事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和3年度
収 益	葬 祭 利 用 料	216	183
	葬 祭 雑 収 入	0	0
		0	0
	合 計	216	183
費 用	葬 祭 材 料 費	89	71
	葬 祭 供 給 費	0	0
	葬 祭 雑 費	2	1
	合 計	91	72

IX. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
総資産経常利益率	0.22	0.18	△ 0.04
資本経常利益率	3.12	2.94	△ 0.19
総資産当期純利益率	0.32	0.23	△ 0.09
資本当期純利益率	4.65	3.80	△ 0.85

- 注 1. 総資産経常利益率 = 経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益／純資本勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後）／純資本勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

		令和2年度	令和3年度	増 減
貯貸率	期末（残高）	17.29	16.17	△ 1.12
	期中平均（平残）	18.12	16.93	△ 1.19
貯証率	期末（残高）	0.00	0.00	0.00
	期中平均（平残）	0.00	0.00	0.00

- 注 1. 貯貸率（期末） = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率（期中平均） = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率（期末） = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率（期中平均） = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

X. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額 (注2)	
	基 本 報 酬	退 職 慰 労 金
対象役員(注1)に対する報酬等	56	0

注1. 対象役員は、理事20名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

注2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(学識経験者及び支店運営委員代表から選出された委員9人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。役員退職慰労金支給算定基準については、役員報酬審議会(学識経験者及び支店運営委員代表から選出された委員9人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額等以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和３年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

注 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注 2. 「同額等」は、令和３年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。



FOR YOU WITH ME

自然と夢とやすらぎを 次代へ

<https://www.ja-mii.com/>



令和4年7月発行